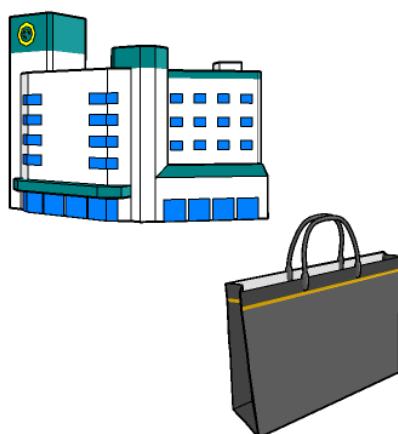


お客様用資料
商標制度編
(2025年度版)

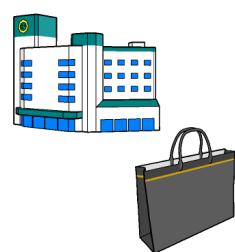
～商標登録をお考えのお客様へ～



Trademark
中川特許事務所
弁理士 中川 淳宗

～ 目 次 ～

I.	商標権の保護の対象	1
II.	商標登録のメリット	6
III.	商標登録までの手続	8
IV.	商標登録の費用料金	12
V.	商標登録の出願様式	17
VI.	商標登録の質問相談	22



I. 商標権の保護の対象

1. 発明の3つの要件

「**商標法**」は、商標権によって商標に蓄積された信用を保護するための法律です。そうすると、特許庁に出願を行って商標登録を行うためには、まず、お客様の商標（ブランド）が商標法の定める「**商標**」でなければなりません。商標に該当するためには、以下の4つの要件を全て満たしている必要があります。

商標の1つ目の要件は「**標章**」に該当することです。標章とはマークまたは目印のことですが、商標法では「人間の知覚によって認識できるものであって、文字、図形や記号、立体的形状もしくは色彩またはこれらの結合、音、その他のもの」と定義されています。

そうすると、以下の10種類のマークが商標として取り扱われることになります。一方、匂い、味、触感などは、海外では商標として取り扱われることもありますが、日本では商標として取り扱われていないため、商標登録を受けることができません。

1. 文字商標（例、文字から構成されている商標）
2. 図形商標（例、企業や団体などのキャラクター）
3. 記号商標（例、自動車に付いているエンブレム）
4. 立体商標（例、店頭に設置されている人形）
5. 色彩のみからなる商標（例、企業のシンボルカラー）
6. 結合商標（例、文字と図形を組み合わせた商標）
7. 音商標（例、T V C Mなどで用いられる短い音楽〔ジングル〕）
8. 動き商標（例、T V C Mなどで用いられる短い動画）
9. ホログラム商標（例、商品券に用いられる偽造防止のホログラム）
10. 位置商標（例、衣服に付いているタグ）

商標の2つ目の要件は「**業として**」使用することです。つまり、商標というためには、会社や団体の名称、菓子などの商品やレストランのようなサービスに用いられるブランドのように、一定の事業目的をもって継続的に使用するマークでなければならぬのです。

したがって、フリーマーケットやお祭りに出店する屋台に用いるお店の名称といった極めて短期間しか使用されないマークは商標に該当しないので、特許庁で商標登録を受けることはできません。このような短期間しか使用されない商標には信用が蓄積されないからです。

商標の3つ目の要件は、商品の生産・証明・譲渡を行う者が使用している「**商品商標**」、または役務（サービス）の提供・証明を行う者が使用している「**役務商標**」（サービス・マーク）に該当することです。

例えば、商品「菓子」に用いる商品は商品商標であり、役務「飲食物の提供」に用いる商標は役務商標に当たります。「菓子」と「飲食物の提供」の両方に用いる場合は、商品商標と役務商標の両方に該当します。



2. 特殊な商標の制度

商標法は、上記のような通常の商標以外に、特殊な商標を保護するための制度として、以下の3種類の制度を設けています。お客様のニーズに合わせた商標法による保護を受けることが可能です。

1つ目の制度として「**団体商標**」があります。団体商標とは、一定の団体（例、農協）がその団体の構成員（例、農家）に共通に使用させる商標であって、その商品や役務の提供元がその団体の構成員であることを示す商標です。団体商標の例としては「商標登録第4546706号：宇都宮餃子」が挙げられます。

本来商標登録を受けるためには、団体が自らその商標を使用する意思を持っていなければなりません。しかし、団体商標であれば、団体が自らその商標を使用する意思は必要でなく、団体の構成員に使用させる商標であれば、商標登録が認められるというメリットがあります。

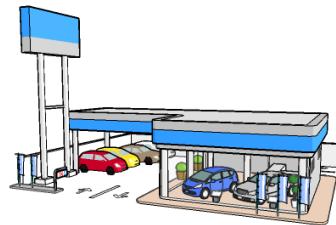
2つ目の制度として「**地域団体商標**」があります。これはいわゆる「地域ブランド」の保護を図るための制度です。地域団体商標の例としては「商標登録第5069264号：横浜中華街」が挙げられます。

地域ブランドは商品の産地などを示すにすぎませんから、本来商標登録が認められません。「宇都宮餃子」のように全国的に知られていれば例外的に商標登録が認められましたが、その数は非常に限られていました。

そこで、数県程度で知られている地域ブランドであって、農協などの一定の団体が商標登録出願を行う場合には、その商標登録を認めて地域の活性化につなげていこうというのが、地域団体商標のねらいなのです。

3つ目の制度として「**防護標章**」があります。商標権の効力は、本来商標登録を行った商品・役務と同一または類似の商品・役務にしか働きません。しかし、日本全域で知られているような著名ブランドは無関係の商品・役務について使用されても、商品・役務の提供元が誤解されてしまうおそれがあります。

そこで、商標登録を行った商品・役務とは無関係の商品・役務についても他社が登録商標を使用することを禁止して、著名商標の保護の万全を図ろうとしたのが防護標章なのです。防護標章の例としては「商標登録第 1112194 号：T O Y O T A」が挙げられます。



3. 商標権取得の要件

上記のような商標法が規定する商標の要件を満たすだけでは、特許庁に出願を行っても、商標権を取得することはできません。商標登録を行うためには、商標法が定めるさまざまな「**商標登録の要件**」を満たす必要があります。以下では5つの主な商標登録の要件についてご説明します。

1つ目の商標登録の要件は「**自らの業務で使用する意思がある商標**」でなければなりません。つまり、現在自分で使用している商標であるか、将来自分で使用する予定がある商標であることが必要です。

2つ目の商標登録の要件は「**自他商品役務識別力（識別力）**」を備えていることです。商標は自分が提供する商品・役務と他人が提供する商品・役務を区別するためのものですから、そのような区別ができない商標は商標登録すべきではありません。また、識別力がない商標は広く社会で使いたいものですから、特定の人に独占させてはいけないのです。識別力がない商標には以下の6つがあります。

1. 普通名称（例、商品「団子」に商標「団子」）
2. 慣用商標（例、商品「焼菓子」に商標「ちんすこう」）
3. 記述的商標（例、商品「洋菓子」に商標「フランス産」）
4. ありふれた氏または名称（例、中川、株式会社中川）
5. 極めて簡単かつありふれた商標（例、〇、あ、イ、A）
6. その他識別力のない商標（例、元号、数量の単位）

3つ目の商標登録の要件は、以下の 11 からなる「**公益的不登録事由**」に該当しないことです。社会全体の利益（公益）を損なうおそれがある商標は、たとえ識別力があっても商標登録できません。

1. 日本または外国の国旗・菊花紋章・勲章・褒賞
2. 外国の紋章（例、各国王室が用いる紋章）
3. 国際機関標章（例、国連、U n i t e d N a t i o n s）
4. 赤十字標章（例、赤十字の名称や図形）
5. 監督証明用印章（例、自国産品であることを証明する各国のマーク）

6. 公共機関標章（例、神奈川県の県章、横浜市の市章）
7. 公序良俗違反商標（例、差別的な文言、侮辱的な言葉）
8. 博覧会の賞（例、○○国際菓子博覧会金賞）
9. 種苗法における登録品種の名称（例、バラの新品種の名称「北彩」）
10. 品質誤認商標（例、ウイスキーに○○ワイン）
11. 商品などが当然備える特徴（例、ガスタンクにおける球形）

4つ目の商標登録の要件は、以下の7つからなる「**私益的不登録事由**」に該当しないことです。特定の企業や個人の利益（私益）を損なうおそれがある商標も、商標登録はできません。

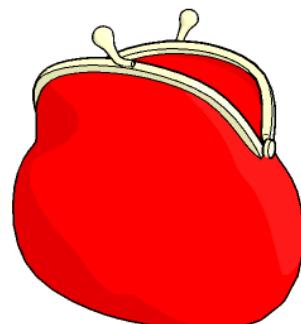
1. 他人の肖像・氏名・名称・または著名な芸名など
2. 他人の周知商標（例、関東地方で広く知られた他社のブランド）
3. 他人がすでに商標登録をしている商標
4. 他人の防護標章登録をしている商標
5. 混同惹起商標（例、ライターに時計の著名商標であるオメガ）
6. ぶどう酒の産地を表示する商標（例、シャンパン、ボルドー、山梨）
7. 不正な目的による他人の商標の出願（例、買い取りを強要する出願）

5つ目の商標登録の要件は「**先願主義**」です。これは、同一または類似の商標について2件以上の商標登録出願があった場合、最も早く特許庁に出願を行った者に商標権を与えるという考え方です。意匠法が類似意匠にも先願主義を適用したように、商標法は類似商標についても先願主義を適用します。

例えば、商標Aについて、X社が商標登録を出願した翌日にY社も商標登録を出願した場合は、X社が商標Aの商標権を取得することができます。また、X社とY社が同じ日に商標登録を出願した場合は、どちらが商標Aの意匠権を取得するかを協議して決定します。もし、この協議がまとまらなければ「くじ」でどちらが商標権を取得するかを決定します。これは商標法に特有の制度です。

4. 商標権の取得者

商標権を取得するためには、その商標について「**商標登録出願により生じた権利**」を保有していかなければなりません。この権利は、出願人が特許庁に商標登録出願を行ってから商標権を取得するまでの間、その商標を仮に保護するための権利です。



特許法・実用新案法・意匠法では発明・考案・意匠の創作により各法律による保護が開始されたのに対し、商標法は出願を行うことではじめて保護されます。これは商標が発明のような創作物ではないからです。

商標登録出願により生じた権利は売買や相続といったかたちで、他人に移転することができます。よって、他人がすでに出願している商標を買い取って、自分がその商標の商標権を取得することもできます。



II. 商標登録のメリット

1. 商標独占のメリット

商標権を取得するメリットの1つ目は「**商標の独占**」です。商標権とは、商標権を保有する商標権者だけが特許庁で商標登録を行った商標を事業活動で使用できる独占的な権利だからです。

したがって、自社のブランドについて、特許庁に出願を行って商標の登録をしておけば、自社の商標と同一または類似の商標を使用している他社に対して、自社の商標権の侵害を主張することができます。

商標権の侵害がなされた場合には、侵害品の製造の中止などを求める差止請求、商標権の侵害により自社に生じた損害の賠償を求める損害賠償請求、模倣品が粗悪品であるために自社の信用が損なわれた場合に新聞紙上への謝罪広告の掲載を求める信用回復措置請求などを行うことができます。



2. 商標防衛のメリット

商標権を取得するメリットの2つ目は「**商標の防衛**」です。商標権とは登録商標を付けた商品を販売したり、登録商標を表示してサービスを提供したりすることを独占的に行える権利です。

自社が採用したブランドと同じようなブランドを他社も採用してしまう可能性があります。しかし、自社がそのブランドについて先に特許庁に出願して登録しておけば、他社がそのブランドについて商標権を取得してしまい、自社がそのブランドを使用できなくなってしまう事態を回避できます。

また、商標権は登録商標と同一の商標だけでなく、他社が登録商標に類似する商標を使用することも禁止できる強力な権利です。つまり、商標権を取得することで幅広く自社のブランドの防衛を図れます。



3. 信用確保のメリット

商標権を取得するメリットの3つ目は「**信用の確保**」です。特許庁で商標登録を行うことで、他社が自社の登録商標と同一または類似の商標を無断で使用し、自社のブランドを傷付けることを防げます。

つまり、商標権を取得しておくことにより、他社が自社のブランドを無断で使用し、品質の悪い商品を消費者に提供したり、質の悪いサービスを顧客に提供したりして、自社の信用を傷付けることを防止できるのです。

商標登録をしておくと、これまで築き上げてきた自社のブランドの信用を守ることができ、これから立ち上げるブランドの信用も安心して築き上げていくことができます。また、重要な資産である商標や知的財産をきちんと保護している企業であるという社会的信用も得られるでしょう。

メリット③
信用の確保

4. 利益確保のメリット

商標権を取得するメリットの4つ目は「**利益の確保**」です。ブランドは企業にとって非常に重要な知的財産の1つですが、商標登録を行っていない商標は他社に侵害されやすいという問題があります。

商標権という自社のブランドを独占できる権利を取得しておけば、商標法による保護を受けられます。つまり、商標権を取得したブランドを他社に無断で使用されることなく、自社だけで使用する利益を確保できるのです。

また、自社のブランドに商標権という明確な権利を取得しておけば、自社のブランドを他社に譲渡したりライセンスしたりするときに、契約を円滑に行うことができます。そうすると、他社に商標権の譲渡やライセンスを行いやすくなり、より大きな利益を確保することができます。

メリット④
利益の確保

III. 商標登録までの手続

1. 商標登録出願前の手続

商品・役務（サービス）について新しいブランドの採用を決定し、商標権を取得したいとお考えであれば、その商標が商標登録を行うための要件を満たしているか否かについて「**事前の検討**」が必要です。商標登録の要件を満たしていないければ、たとえ特許庁に商標登録出願を行っても、商標権を取得することはできないからです。

特に、他人が同一または類似の商標についてすでに商標権を取得しているか否か、他人の周知なブランドと同一または類似の商標であるか否かについて「**先行商標調査**」を行うことが重要です。

他社が商標権を取得した商標は、特許庁が発行する公報に掲載されており「特許情報プラットフォーム」のウェブサイトにて、一般の方でも自由に検索・閲覧することができます。また、このウェブサイトでは上記のような周知な商標に関する情報も公開されています。

以上の検討を踏まえて、商標権を取得できるブランドだと思われたら、特許庁に提出する出願書類一式（願書・必要な物件〔例、指定商品（指定役務）の説明〕）を作成します。

そして、出願書類の提出と出願料の納付を行って、特許庁に「**商標登録出願**」を行います。特許庁への手続は、紙媒体でも行えますが、専用のソフトウェアを利用して電子的に行うこともできます。



2. 商標登録出願後の手続

特許庁は出願人から出願書類を受領すると、出願書類が商標法の定める様式に従っているか否か、出願料がきちんと納付されているか否かといった形式的な要件（方式要件）に関する審査を行います。商標法におけるこのような要件の審査を「**方式審査**」と呼びます。

その出願の審査や手続の進み具合とは関係なく、出願から1ヶ月前後で特許庁は商標登録出願の内容を商標公報に掲載して公開します。これを「**出願公開**」といいます。出願中の商標の情報も「特許情報プラットフォーム」のウェブサイトで自由に検索・閲覧することができます。

次に、特許庁の審査官が、商標を使用する意思・識別力・不登録事由・先願主義といった商標法が定める各種の商標登録の要件を、出願された商標が満たしているか否かといった実体的な要件（実体要件）に関する審査を行います。商標法におけるこのような要件の審査を「**実体審査**」と呼びます。

なお、商標法は特許法における出願審査請求制度を設けていませんので、順番が来れば審査官が自動的に審査を行います。大まかな審査の時期は特許庁の「商標審査着手状況」のウェブページで確認できます。また、実体審査を早めもらう制度もあります。

審査官が商標登録の要件を満たす商標であると判断すれば「**登録査定**」が行われます。そして、登録査定から30日以内に商標権の設定を行うための登録料を特許庁に納付しなければなりません。

商標登録が行われたブランドを特許庁が商標公報に掲載することで、特許庁における商標登録手続は終了します。商標登録出願から商標権の取得までは約8ヶ月かかっています。

なお、他人が商標権を取得したことに不服がある人は、商標公報が発行されてから2ヶ月以内に、誰でも特許庁に異議を申し立てることができます。この制度を「**登録異議の申立て**」と呼びます。



3. 商標登録審査後の流れ

審査官が商標登録の要件を満たしていないと判断した場合、出願人に対してこのままでは商標登録を認めることができない旨をその理由とあわせて通知します。これを「**拒絶理由通知**」といいます。

出願人がなお商標権の取得を希望するのであれば、審査官の見解に反論を行う意見書を提出したり、出願書類の誤りを修正する手続補正書を提出したりして対応します。このような対応により、審査官が商標登録の要件を満たしていると判断すれば「**登録査定**」が行われます。

一方、出願人がこのような対応をしても、審査官がなお商標登録の要件を満たしていないとの判断を変えなければ「**拒絶査定**」が行われることになります。

出願人がなおも商標権の取得を希望するのであれば、拒絶査定を受けた日から3ヶ月以内に「**拒絶査定不服審判**」を請求して、更に特許庁の審判官に対し不服を申し立てることができます。

審判官が審理を行い、商標登録の要件を満たしていると判断すれば「**登録審決**」が行われて商標権を取得することができます。一方、審判官も商標登録の要件を満たしていないと判断すれば「**拒絶審決**」が行われます。

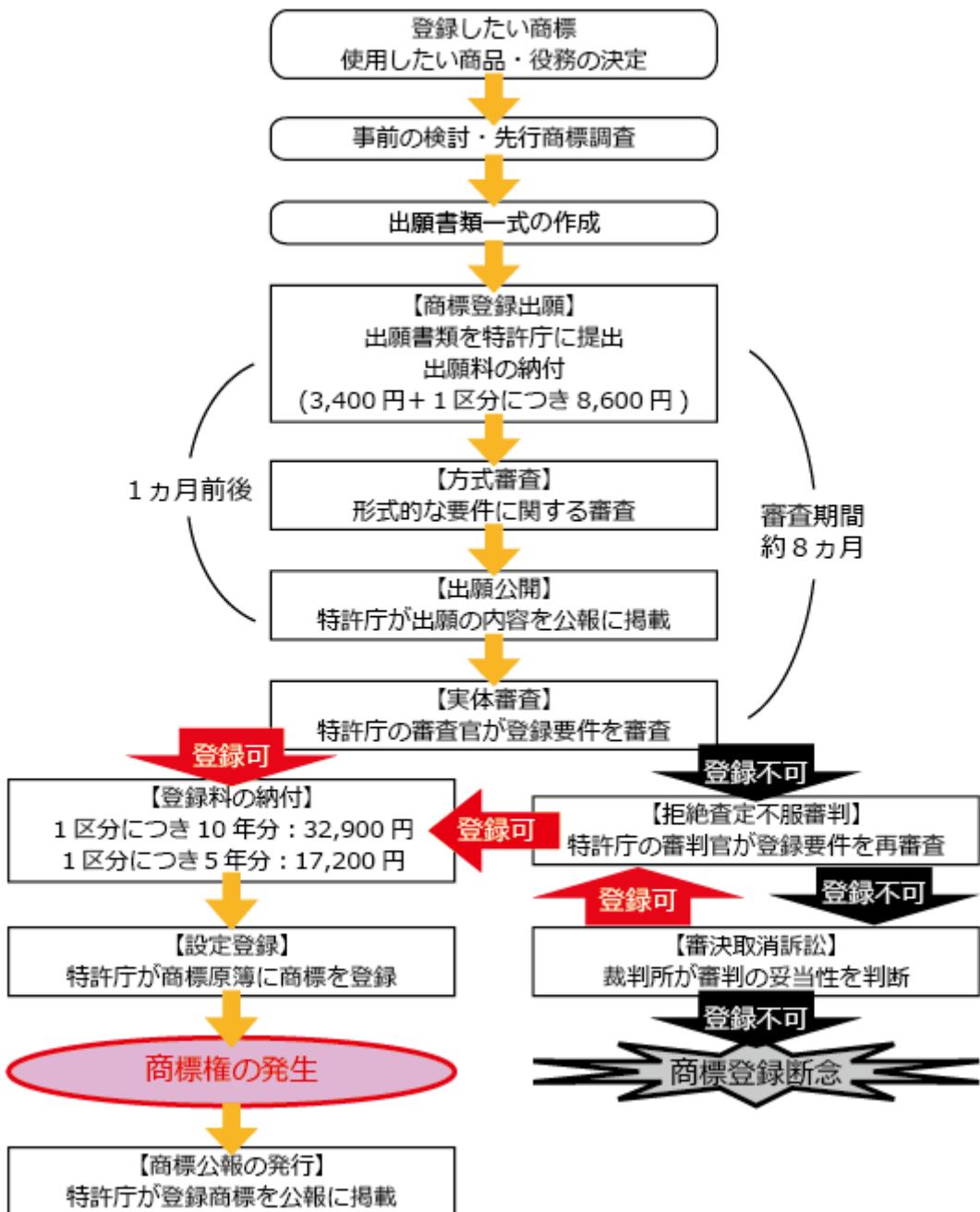
それでも出願人が商標権の取得を希望するのであれば、拒絶審決を受けた日から 30 日以内に東京高等裁判所に「**審決取消訴訟**」を提起して、裁判所に拒絶審決に対する不服を申し立てることができます。

裁判所が拒絶審決を取り消すと、特許庁の審判において再度審理が行われることになります。一方、裁判所が拒絶審決を維持すると、最終的には商標権を取得することができなくなります。もちろん東京高等裁判所の判決に不服があれば、最高裁判所に上告することもできます。



4. 商標登録手続のフロー

以上にご説明した特許庁における商標登録出願から商標権の取得までの商標登録手続の流れをフローチャートにまとめると、以下の表のようになります。



IV. 商標登録の費用料金

1. 商標登録手続の官公庁費用

商標権を取得するための「**費用**」として、まず、特許庁に支払う「**官公庁費用**」がかかります。この費用は、特許庁における商標登録の手続について、特許事務所や弁理士にその代行を依頼せず、お客様ご自身で行われる場合であってもかかる費用です。

官公庁費用としては出願料と登録料の2種類の特許印紙代がかかります。まず、「**出願料**」とは特許庁に対して商標登録の出願を行うための費用であり、その金額は 3,400円 + (商品・役務の区分の数 × 8,600円) です。出願料は、商標登録出願と同時に特許庁に支払います。

区分とは、特許庁が定める商品または役務（サービス）のグループのことです。例えば「パン」に関する商標を出願する場合、「パン」は「第30類」という区分に含まれています。この場合、区分は1つなので、出願料は $3,400円 + (1\text{区分} \times 8,600円) = 12,000円$ になります。

したがって、複数の商品または役務に関する商標を出願する場合であっても、それらが同じ区分に含まれる商品または役務であるならば、特許印紙代に変わりはないのです。

例えば「パン」と「お茶」に関する商標を出願する場合、「パン」も「お茶」も「第30類」という一つの区分に含まれますから、この場合も出願料は $3,400円 + (1\text{区分} \times 8,600円) = 12,000円$ になります。

一方、複数の商品または役務に関する商標を出願する場合に、それらが2つ以上の異なる区分に含まれる商品または役務になるときは、特許印紙代は増額になるので注意してください。

例えば「パン」と「缶詰」に関する商標を出願する場合、「パン」は「第30類」ですが「缶詰」は「第29類」です。そうすると、出願料は $3,400円 + (2\text{区分} \times 8,600円) = 20,600円$ になります。

次に、「**登録料**」とは特許庁で商標権を取得するための費用です。登録料は、特許庁の審査官から商標登録を認める旨の登録査定が送られてきてから、30日以内に納めなければなりません。

商標権は、特許庁で商標登録を行ってから10年間維持することができる権利です。10年分の登録料を納める場合、登録料の金額は 商品・役務の区分の数 × 32,900円 になります。そうすると、商標権を取得するための最低限の官公庁費

用としては、(出願料) 12,000 円 + (登録料) 32,900 円 = (合計) 44,900 円かかることになります。

ただし、商標法は「**分納制度**」を採用しているため、10年分の登録料ではなく、5年分の登録料を納めることもできます。この場合、登録料の金額は、商品・役務の区分の数 × 17,200 円になります。5年分の登録料を納付する場合、商標権を取得するための最低限の官公庁費用として、(出願料) 12,000 円 + (登録料) 17,200 円 = (合計) 29,200 円かかることになります。

商標権は、特許権・実用新案権・意匠権とは異なり、10年毎にその存続期間を更新することができます。しかし、存続期間の更新を行って商標権を維持するためにも、特許庁に登録料を支払わなければなりません。商標権を維持するための登録料の金額は、以下の表のとおりです。商標権を更新するときにも、10年分または5年分の登録料を納めることができます。

商標権を維持するための登録料	
10年分納付する場合の金額	5年分納付する場合の金額
43,600 円 × 区分の数	22,800 円 × 区分の数

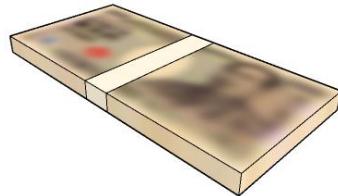
2. 商標登録手続の弁理士費用

次に、お客様が特許庁における商標権を取得するための手続を特許事務所に依頼した場合に、弁理士に支払う「**代理人費用**」についてご説明します。代理人費用は、一般に、特許庁に商標を出願した際に支払う「**出願手数料**」と、商標が登録された際に支払う「**成功報酬**」の二段階で支払われます。

ここで、日本弁理士会が調査した「特許事務報酬（弁理士手数料）に関するアンケート」では、代理人費用の金額について、以下のような回答結果が得られています。なお、以下の金額はいずれも1区分の商品・役務についての商標登録手続を行った場合の金額です。

他の特許事務所へと商標権の取得手続をご依頼された場合、その代理人手数料の平均金額は、出願手数料 66,989 円 + 成功報酬 45,409 円 = 112,398 円 [他特許事務所] です。

当特許事務所に商標権の取得手続をご依頼いただいた場合、その代理人手数料の平均金額は、出願手数料 30,000 円 + 成功報酬 30,000 円 = 60,000 円 [当特許事務所] です。



そうすると、特許庁に支払う官公庁費用と弁理士に支払う代理人費用を合計した商標登録に必要な費用の総合計額は、以下の表にまとめることができます。官公庁費用は最低限必要な金額を示しています。

商標登録費用の比較			
ご料金の比較	官公庁費用	代理人費用（税込）	合計
他特許事務所	44,900 円	123,638 円	168,538 円
当特許事務所	44,900 円	66,000 円	110,900 円

3. 当特許事務所の弁理士費用

当特許事務所の弁理士に商標法に関する手続をご依頼いただいた場合の「ご料金表」を以下にお示しします。なお、以下のご料金表の内、商標登録出願および商標登録につきましては、1区分増える毎に5,500円加算させていただいております。

- ・先行商標調査
弁理士が他社の商標を調査して商標権の取得可能性について報告します。
- ・商標登録出願
弁理士が商標登録出願に必要となる書類を作成して特許庁に提出します。
- ・早期審査請求
一定の条件を満たすため特許庁に対し早期に審査を行うように求めます。
- ・補正書の提出
出願書類をはじめ特許庁に提出した各種の書類について修正を行います。
- ・意見書の提出
特許庁の審査官から拒絶理由通知が送られてきた場合に反論を行います。
- ・出願の分割
複数の商品・役務が含まれている商標登録出願を分けることができます。
- ・出願の変更
通常の商標・団体商標・地域団体商標・防護標章へと出願を変更します。
- ・拒絶査定不服審判の請求
審査官が拒絶査定を行った際に特許庁の審判官へと不服を申し立てます。
- ・商標登録
商標登録の手続が完了し商標権が発生したことをお客様にご連絡します。
- ・登録料の納付（権利管理）

商標権の維持についてお客様へのご連絡と登録料の納付手続を行います。

- ・商標権の契約書作成

商標権に関するライセンスや譲渡といった他社との契約書を作成します。

- ・商標権の調査鑑定

お客様の商標が他社の有する知的財産権に抵触するか否かを調査します。

- ・商標権の紛争解決手続

知的財産仲裁センターなどでの商標に関する紛争解決手続を代行します。

商標登録手続のご料金表

お手続の内容	基本手数料額（消費税込み）
商標登録に関するご相談	無料
先行商標調査	22,000 円
商標登録出願	33,000 円（先行商標調査料を含む）
早期審査請求	22,000 円
補正書の提出	33,000 円
意見書の提出	55,000 円
出願の分割	33,000 円
出願の変更	33,000 円
拒絶査定不服審判の請求	165,000 円
商標登録（成功報酬）	33,000 円
登録料の納付（権利管理）	8,250 円
商標権の契約書の作成	55,000 円
商標権の調査鑑定	110,000 円
商標権の紛争解決手続	165,000 円

4. 弁理士費用の割引制度

当特許事務所では、すでにご自身で先行商標調査を行ったお客様、ご自身で出願書類を準備していただいたお客様、そして類似している商標について複数件の商標登録出願をご依頼いただいたお客様を対象として、商標登録手続にかかる当特許事務所のご料金の「**割引制度**」をご用意しております。



・先行商標調査割引

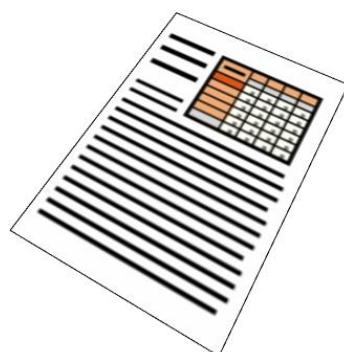
お客様にてご自身のブランドがすでに登録されている商標であるか否かについて調査を行っており、当弁理士による調査が不要な場合、当特許事務所の出願手数料 3 万円から最大で 1 万円お値引きします。

・出願書類作成割引

商標登録の出願を行うために必要な願書などの出願書類をお客様にて準備していただき、当弁理士による書面の作成が必要でない場合、当特許事務所の出願手数料 3 万円から最大で 1 万円お値引きします。

・複数件ご依頼割引

これまでに当特許事務所にご依頼いただいた商標登録出願と関連する商標であって、以前の出願書類が活用できる新たなブランドの出願につきましては、当特許事務所の出願手数料 3 万円から最大で 1 万円お値引きします。



V. 商標登録の出願様式

1. 商標登録出願の様式

自社の商標について、特許庁で商標登録を行い、商標権を取得するためには、特許庁に「**願書**」および必要に応じて物件を提出しなければなりません。きちんとした願書を作成しないと、出願しても商標権を取得できなかったり、商標権を取得できても自分に不利な内容になったりすることがあります。

特許庁への願書の提出は、紙媒体で作成した願書を特許庁に持参したり郵送したりするほか、専用のソフトウェアを用いてインターネットを通じて行うことができます。ただし、紙媒体で作成した願書を特許庁に提出した場合は、特許庁で願書を電子化するための「電子化手数料」(1件当たり2,400円+800円×枚数)が別途かかるので注意してください。願書の様式は以下の通りです。

【用紙の大きさ】

出願書類の用紙はA4用紙（横21cm・縦29.7cm）を用います。

【文章の書き方】

文章は左横書き・1行は36文字・1頁につき29行以内で記載します。

【文字の表し方】

文字は全角文字・黒色・10~12ポイントの大きさにより記載します。

【ページ数記入】

複数枚からなる書類は各ページのヘッダー右端にページ数を記入します。

【見出しの括弧】

願書の見出しへは【書類名】商標登録願」のように【】を付けます。

2. 商標出願の願書の記載

次に、特許庁に願書に記載すべき主な事項として、以下の10項目があります。

【書類名】

「商標登録願」と記載します。

【整理番号】

自社でその商標登録出願を管理しやすいように、ローマ字、算用数字、ハイフンなどを用いた10字以下の記号を記載します。

【提出日】

特許庁に商標登録出願を行う日付を記載します。

【あて先】

「特許庁長官殿」と記載します。

【商標登録を受けようとする商標】

商標権を取得したい商標を記載します。どのような商標について商標登録を行うかで商標を記載する方法が異なります。詳細につきましては、以下の「願書への商標の記載」もあわせてご覧ください。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

特許庁で登録したい商標を使用する商品または役務（サービス）を記載します。また、その商品または役務が含まれる区分を記載します。詳細につきましては、以下の「願書の商品役務の記載」もあわせてご覧ください。

【商標の詳細な説明】

立体商標、音商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、位置商標といった特殊な商標について商標登録出願を行う場合、これらの商標を具体的に特定することができるように、その内容を詳細に説明する必要があります。この欄には文字と符号のみを記載することができます。

【商標登録出願人】

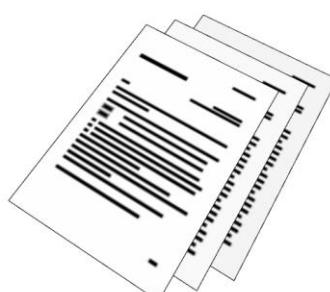
商標登録出願を行う方の住所または居所ならびに氏名（個人の場合）または名称（法人の場合）を記載します。また、出願人の電話番号およびファクシミリ番号をなるべく記載します。

【手数料の表示】

特許庁に商標登録出願料を納付する方法に応じて、手数料に関する事項を記載します。例えば、特許印紙を願書に貼り付けて納付する場合には、この欄を設ける必要はありません。一方で、インターネット・バンキングを利用した電子現金納付を行う場合は、その納付番号を記載します。

【提出物件の目録】

音商標を出願する際に、その音を収録したCD-ROMを提出する場合のように、願書に添付して特許庁に提出する物件がある場合には、その物件の名称を記載します。



3. 願書への商標の記載

願書における上記の「商標登録を受けようとする商標」の記載の仕方は、商標の種類によって異なります。以下では、商標の種類ごとにその記載の仕方をご説明します。

第1に「平面商標」の商標登録出願を行う場合についてご説明します。平面商標とは、商標登録を行う商標が文字・図形・記号といった平面的な要素から構成される商標のことです。商標は、願書に設けた商標記載欄（原則として8cm平方・必要があれば15cm平方まで可能）に記載します。このとき、簡単に変色や消失しないように、かつ鮮明に商標を記載します。

商標を願書に直接記載する場合は、枠線で囲んだ商標記載欄に商標を記載します。あるいは、商標を記載した商標記載欄と同じ大きさの用紙を願書に貼り付けることもできます。このとき、枠線を設ける必要はありません。文字商標による出願のように活字で商標を表示する場合は、20~42ポイントの大きさの活字を用います。この場合、その商標を構成する文字以外に余計な事項を記載しないようにします。

第2に「標準文字」の商標登録出願を行う場合についてご説明します。標準文字とは特許庁長官が指定する文字であって、その書体には特徴がない商標を出願する際に用いられる制度です。

具体的には、商標登録出願を行う商標を大きさと書体が同じ10ポイント以上の黒色の活字で表し、横書き一行で記載します。文字数は30文字以内で、スペースは1文字分のみ使用できます。また、商標登録を受けようとする商標の欄の下に【標準文字】の欄を設けます。

第3に「立体商標」の商標登録出願を行う場合についてご説明します。立体商標とは、不二家のペコちゃん人形やケンタッキー・フライド・チキンのカーネルサンダースおじさんの人形のように立体的な形状から構成される商標のことです。具体的には、図や写真でその立体商標を記載します。また、商標登録を受けようとする商標の欄の下に【立体商標】の欄を設けます。

第4に「色彩のみからなる商標」の商標登録出願を行う場合についてご説明します。色彩のみからなる商標とは、トンボ鉛筆の消しゴムの青白黒のように、色彩だけからなる商標のことです。具体的には、図や写真でその商標を記載しますが、なるべくその色彩が全体にわたって表示された図や写真を用います。また、商標登録を受けようとする商標の欄の下に【色彩のみからなる商標】の欄を設け、その色彩を特定するための色彩の名称などを【商標の詳細な説明】の欄に記載します。

第5に「**音商標**」の商標登録出願を行う場合についてご説明します。音商標とは、T V C Mで流れるジングル（短い音楽）のように音を構成要素とする商標のことです。具体的には、音符などの音楽記号や歌詞などその音を特定するために必要な事項を記載します。また、商標登録を受けようとする商標の欄の下に【音商標】の欄を設け、その音声を収録したC D – R O Mなどを願書に添付して特許庁に提出します。

第6に「**動き商標**」の商標登録出願を行う場合についてご説明します。動き商標とは、T V C Mや店頭看板の動作といった時間の経過に伴って形態が変化する商標のことです。具体的には、商標登録を受けようとする商標の欄の下に【動き商標】の欄を設け、商標が変化する順序やその所要時間など商標が変化する状態に関する説明を【商標の詳細な説明】の欄に記載します。

第7に「**ホログラム商標**」の商標登録出願を行う場合についてご説明します。ホログラム商標とは、ギフトカードの偽造防止用のホログラムシールのように、ホログラムを用いた商標のことです。具体的には、商標登録を受けようとする商標の欄の下に【ホログラム商標】の欄を設け、その視覚効果により変化する状態などの説明を【商標の詳細な説明】の欄に記載します。

第8に「**位置商標**」の商標登録出願を行う場合についてご説明します。位置商標とは、ジーンズのポケットに付いているタグのように、特定の位置に着色などの一定の要素を具備させる商標のことです。具体的には、商標登録を受けようとする商標の欄の下に【位置商標】の欄を設け、どのような要素を商品などのいかなる位置に付けるかといった説明を【商標の詳細な説明】の欄に記載します。

4. 願書の商品役務の記載

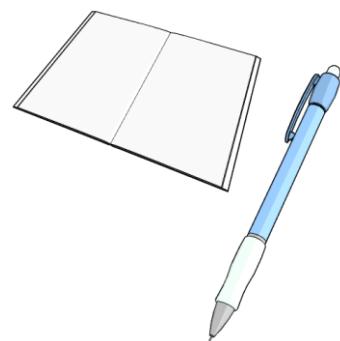
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄には、まず【区分】を記載します。区分は、商標法施行令第1条が定める第1類から第45類までの商品および役務のグループのことです。以下にご説明する指定商品または指定役務が含まれる区分を「第○類」という形で記載します。例えば、パンに関する商標を出願する場合、パンは「第30類」に含まれますので、【第30類】と記載します。

次に【指定商品(指定役務)】の欄を設けて、特許庁で登録した商標を使用する商品や役務について、その内容および範囲が明確に理解できるように記載します。その商品や役務が商標法施行規則第6条別表に記載されていれば、当該別表に記載されている通りに記載すれば十分です。

一方、当該別表に記載されていない商品や役務について商標登録出願を行う場合は、「特許情報プラットフォーム」が提供する「商品・役務名検索」の結果を参考にしたり、「特許庁ウェブサイト」で入手することができる「類似商品・役務審査基準」における表記を参考にしたりして記載します。

また、従来市場に存在しなかった新たな商品や役務の場合には、商品ならその生産方法、役務ならその内容を説明した「指定商品(指定役務)の説明」と題する書面を作成し、願書に添付して特許庁に提出することもできます。

1件の商標登録出願において複数の商品や役務を指定して出願することもできます。複数の商品や役務を指定する場合、「パン, 菓子」のように指定商品や指定役務の間にコンマを付けます。また、1件の出願で複数の区分にまたがる商品や役務を指定して出願することもできます。例えば、ジャムとパンについて出願する場合は、「【第29類】ジャム【第30類】パン」のように区分の番号順に区分とそれに含まれる商品や役務を繰り返して記載します。



VI. 商標登録の質問相談

1. 商標登録の出願に関する Q & A

Q 1. 日本では商標の出願は毎年どれぐらいの件数が行われていますか？

A 1. 商標登録出願は1年間に約15万9千件行われています（2024年）。

Q 2. 日本では申請されたブランドの内どれぐらいの件数が商標権を取得していますか？

A 2. 1年間に約13万2千件の申請が商標権を取得しています（2024年）。

Q 3. 世界全体では商標の出願は毎年どれぐらいの件数が行われていますか？

A 3. 商標登録の出願は1年間に約1163万件行われています（2023年）。

Q 4. 世界で商標の出願件数が多い国はどこですか？

A 4. 1位が中国で719万件、2位が米国で54万件となっていますが、近年では韓国・インド・ブラジルなどの新興国における出願件数が増加しています（2023年）。



2. 商標登録の手続に関する Q & A

Q 1. 個人が商標の出願を行って、商標権を取得することはできますか？

A 1. 個人でも商標権を取得できます。個人による出願は1年間に約2万4千件です（2024年）。

Q 2. 特許庁に商標登録を申請する際にどのような書類を提出するのですか？

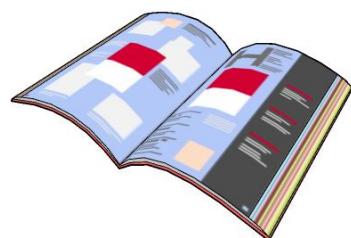
A 2. 商標の出願に際しては、原則として願書のみを特許庁に提出します。ただし、音の商標を出願する場合はそれを録音したCD-ROMを提出する必要があるなど、特殊な商標を申請する際は注意が必要です。

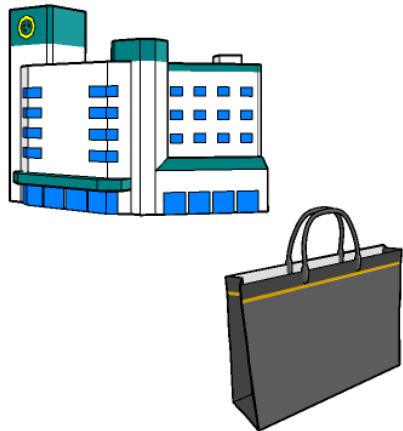
Q 3. 日本では商標の申請を行ってからどれぐらいの期間で商標権を取得できますか？

A 3. 現在、商標登録出願を行ってから、特許庁の審査官が最初の判断を示すまでに約 6.1 ケ月かかっています。ただし、一定の要件を満たせば、早期の審査を請求することができます。その場合の審査は、約 1.7 カ月かかります（2024 年）。

Q 4. 商標権の取得にはどのような費用がかかりますか？

A 4. 商標登録を行うには 2 種類の費用がかかります。まず、特許庁に納付する特許印紙代などの官公庁費用がかかります。また、弁理士に依頼した場合には、特許事務所に支払う代理人手数料がかかります。





Trademark

中川特許事務所

住所：〒231-0006

神奈川県横浜市中区南仲通3-35
横浜エクセレントⅢ 5階 E号室

TEL：045-651-0236 FAX：045-263-9517

E-mail : customer@ipagent.jp

URL : <http://www.ipagent.jp>

©2024 弁理士 中川 淨宗

本パンフレットは著作権法による保護の対象になります。

無断で複製・配布・アップロードなどはご遠慮願います。

